

介護保険指導室関係

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老健局長通知）により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていたかとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(2) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務については、社会保障審議会介護保険部会などから、指導内容に過度なばらつきが生じている旨の指摘がなされ、指導監督業務の標準化が求められていたところである。

このため、厚生労働省としては、昨年3月に開催した「全国介護保険指導監督担当者会議」において、指導監督の標準化に向けた方策を示し、今年度より以下に掲げる事項について取り組みを進めているところである。

平成22年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取り組みを行うこととしているので、引き続きご協力を願いたい。

ア 「介護保険施設等実地指導マニュアル」の改訂

介護保険施設等の実地指導の方法等については、各自治体の業務の参考となるよう「介護保険施設等実地指導マニュアル」を作成しているが、現行のマニュアルは、地域密着型サービスの実地指導にそのまま適用できないとの指摘をいただいていたところである。

このため、グループホームや小規模多機能型居宅介護の指導に関して必要な認知症ケアにかかる共同生活の意味・重要性や地域連携の視点を加えるなど、現行の実地指導マニュアルの見直しを行っているところである。

今後、自治体の指導監督担当者の意見等も踏まえ、年度末を目途に実地指導マニュアルの改訂版を各自治体に送付したいと考えているので、ご留意願いたい。

本マニュアルについては、実地指導のための基本的な知識や、サービスの質の確保・向上につながる指導方法をまとめたものであるため、引き続き、十分な理解・活用を図られたい。

イ Q&Aの整理

これまで、介護保険制度の具体的な運用に係る解釈等については、介護保険最新情報等によりお示ししてきているが、制度発足以降、体系的な整理が十分でなかったことから、各自治体から、Q&Aの整理について要望をいただいたところである。

こうした現状を踏まえ、これまで文書により発出されたQ&Aのうち、特に指導監督業務に必要となる人員、設備及び運営基準、報酬算定基準等に関するQ&Aについて、サービス種別毎に分類し、必要な改廃を行ったうえで、年度末を目途に各自治体に送付したいと考えているので、ご留意願いたい。

なお、このQ&Aについては、今後とも適宜更新していくこととしているので、併せて了知されたい。

ウ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

今年度より新たに、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したところであり、来年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので積極的に参加されたい。

なお、研修カリキュラム等の詳細については、アンケート結果等を踏まえ検討した上で、別途連絡することとしているので、了知願いたい。

平成22年度 介護保険指導監督中堅職員研修

- 日 程 平成22年9月1日（水）～3日（金）
- 会 場 国立保健医療科学院
- 対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、指導監督業務に従事している指導的立場にある職員

※ 詳細については別途連絡予定

（3）指導監督の実施における留意点について

ア 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、書面指導や「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック・指摘型の実地指導方法を廃止したほか、実地指導マニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の新たな資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

各自治体におかれては、上記の指導方法の見直しを踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減に取り組んでいただいているが、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、引き続き、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

イ 集団指導における行政処分の要因分析等の活用

集団指導の実施にあたっては、実地指導や監査において指摘の多かった事項について注意喚起を図るほか、行政処分を行った事業所がある場合には、その処分内容等を周知するなど、不正事案発生の未然防止を図る場として積極的に活用されたい。

（4）営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サ

サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところである。

各自治体においては、これまでも5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているが、引き続き、平成24年までの間で、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、着実な実施をお願いする。

なお、全体計画及び単年計画は、既年度の実績数を踏まえて見直した上で、毎年5月末までに情報提供いただくようお願いしているため、了知されたい。

また、監査の実施状況についても、別途、報告等をいただくこととしているので、ご協力願いたい。

2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

平成21年5月より、新たに介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立入権限が付与されたところである。

不正事案の再発防止と利用者の保護、適正な介護事業運営が確保されるためには、各事業者の業務管理体制が実効ある形で機能し、事業者自ら適切な体制整備・改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、その取組みを支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、各自治体におかれては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図るなど、円滑な事務処理について、特にご留意願いたい。

たい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

業務管理体制監督権者は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認を行い、必要に応じ改善に向けた事業者の自主的な取り組みを促す助言を行う必要がある。

国においては、各事業者に対して一般検査を概ね6年に1回程度実施することとしているが、各自治体におかれても、地域の実情に応じて、適切に実施されるようお願いする。

なお、検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況が適切に確認できれば、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えない。

また、検査事務の効率的な実施、事業者の負担軽減という観点から、事業者の規模・法人種別によっては、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施なども考えられるので、各自治体において工夫されたい。

イ 特別検査

介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し、業務管理体制の問題点の確認、組織的関与の有無の検証のため特別検査を実施することとしている。

特別検査の実施については、必ずしも指定等取消処分が確定しなければ実施できないというのではなく、事業所に対する監査の過程において、指定等取消処分の可能性が認められた時点など、適切な機会を捉え実施するようお願いする。

特に、指定権者と業務管理体制監督権者が異なる場合については、十分に連携を図り、効率的な事務の遂行についてご留意願いたい。

なお、特別検査の実施にあたっては、組織的関与の有無の検証のみに終わることなく、不正事案を未然に防止することができなかつた業務管理体制の整備・運用状況の問題点を確認・検証を行い、事業者自らがその問題点を認識したうえで、改善を図り、不正事案の再発防止に努めるよう意識付けるといった観点についてもご留意願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の効力停止又は取消の行政処分を行う際には、「介護保険法197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制の特別検査に関する情報提供

特別検査など業務管理体制に係る監督業務の実施に関しては、「指定事業所等」の指定権者と「事業者」の業務管理体制監督権者が異なる場合があることから、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層重要となるため、情報共有や情報提供について十分ご配慮願いたい。

特に、広域的に事業展開を行う事業者の運営する事業所において不正事案が発覚した場合は、関係行政機関の迅速かつ適切な対応が求められることから、十分にご留意願いたい。

なお、都道府県及び市町村において業務管理体制に係る特別検査を実施した場合は、事案の内容及び参考資料を速やかに老健局総務課介護保険指導室へ情報提供いただく

よう引き続きお願いする（報告の様式等は平成21年6月24日付老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

（3）自治体における体制整備

各種情報に基づく機動的な指導監督の実施や業務管理体制の監督業務の適切な実施を図るため、介護保険制度を熟知した担当者の配置など適切な指導監督を確保するための実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

（4）その他

平成22年度においても、引き続き自治体への実地ヒアリングを実施することとしているが、具体的な調整方法等については、別途お示ししたいと考えているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。